



# 山形県公報

平成20年2月22日(金)  
第1919号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則..... (健康福祉企画課) ...197

### 告 示

山形県後期高齢者医療広域連合の規約の変更の届出..... (市町村課) ...203

指定居宅サービス事業者の指定..... (村山総合支庁福祉企画課) ... 同

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... ( 同 ) ... 同

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ...204

指定居宅介護支援事業者の指定..... ( 同 ) ... 同

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... ( 同 ) ...205

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ... 同

指定介護予防サービス事業者の指定..... ( 同 ) ... 同

指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... ( 同 ) ...206

指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ... 同

障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の  
変更..... ( 同 ) ...207

障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の  
廃止..... ( 同 ) ... 同

土地改良事業の計画変更の適当の決定..... (村山総合支庁農村計画課) ... 同

山形県海面漁業調整規則に基づく処分をするための聴聞..... (庄内総合支庁水産課) ... 同

農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知..... (森 林 課) ...208

都市計画事業の認可の告示..... (都市計画課) ... 同

都市計画事業の変更の認可..... ( 同 ) ... 同

道路の区域の変更..... (庄内総合支庁建設総務課) ...209

一般国道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同

県道の供用の開始..... ( 同 ) ...210

### 公 告

大規模小売店舗の新設の届出..... (商業経済交流課) ... 同

### 正 誤

## 規 則

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第6号

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則

山形県医療法施行細則(昭和41年10月県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第3条中第1号の2を第1号の3とし、第1号を第1号の2とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 法第6条の3第1項の規定による医療に関する情報の報告又は同条第2項の規定による医療に関する情報の変更の報告 別記様式第1号

第4条に次の1項を加える。

4 前条第1号に規定する書類は、毎年11月15日までに、当該報告を行う年の11月1日現在の情報について提出するものとする。

別記様式第1号の2を別記様式第1号の3とし、別記様式第1号を別記様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号

年 月 日

保健所長 殿

所在地  
医療機関名  
管理者氏名

医療機能情報提供制度（変更）報告書

別紙のとおり 年 月 日現在の医療機能に関する情報を 届け出ます。  
年 月 日に医療機能に関する情報に変更があつたので

備考 別紙に記載する項目は、次の表の医療機関の種別に応じて、それぞれ 印が付された項目とする。

| 番<br>号 | 項<br>目              | 医療機関の種別 |                                 |                                      |                       |                                           |                                                               |
|--------|---------------------|---------|---------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
|        |                     | 病<br>院  | 病<br>床<br>を<br>有<br>す<br>る<br>所 | 診<br>床<br>を<br>有<br>し<br>な<br>い<br>所 | 歯<br>科<br>診<br>療<br>所 | 入<br>所<br>施<br>設<br>を<br>有<br>す<br>る<br>所 | 助<br>産<br>所<br>入<br>所<br>施<br>設<br>を<br>有<br>し<br>な<br>い<br>所 |
| 1      | 名称                  |         |                                 |                                      |                       |                                           |                                                               |
| 2      | 開設者                 |         |                                 |                                      |                       |                                           |                                                               |
| 3      | 管理者                 |         |                                 |                                      |                       |                                           |                                                               |
| 4      | 所在地                 |         |                                 |                                      |                       |                                           |                                                               |
| 5      | 案内用の電話番号及びファクシミリの番号 |         |                                 |                                      |                       |                                           |                                                               |
| 6      | 診療科目及び一般外来受付の有無     |         |                                 |                                      |                       |                                           |                                                               |
|        | (1) 診療科目            |         |                                 |                                      |                       |                                           |                                                               |
|        | (2) 一般外来受付の有無       |         |                                 |                                      |                       |                                           |                                                               |

|    |                             |                     |  |  |  |  |  |  |  |
|----|-----------------------------|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 7  | 診療科目別の診療日又は就業日              | (1) 診療科目別の診療日       |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                             | (2) 就業日             |  |  |  |  |  |  |  |
| 8  | 診療科目別の診療時間又は就業時間            | (1) 診療科目別の診療時間      |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                             | (2) 就業時間            |  |  |  |  |  |  |  |
| 9  | 病床種別及び届出又は許可病床数             |                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 | 主な利用交通手段                    |                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 | 駐車場                         | (1) 駐車場の有無          |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                             | (2) 駐車台数            |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                             | (3) 有料又は無料の別        |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 | 案内用ホームページアドレス及び案内用電子メールアドレス |                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 | 業務形態                        |                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 | 受付時間                        | (1) 診療科目別の外来受付時間    |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                             | (2) 外来受付時間          |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 | 予約診療又は予約の有無                 |                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 | 時間外における対応                   |                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 | 面会の日及び時間帯                   |                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 | 院内処方の有無                     |                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 | 対応することができる外国語の種類            |                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 | 障がい者に対するサービス内容              |                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 | 車椅子利用者に対するサービス内容            |                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 | 受動喫煙を防止するための措置              |                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 | 医療に関する相談に対する体制の状況           | (1) 医療に関する相談窓口設置の有無 |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                             | (2) 相談員の人数          |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 | 入院食の提供方法                    |                     |  |  |  |  |  |  |  |

|    |                              |                                                   |  |  |  |  |  |
|----|------------------------------|---------------------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 25 | 売店又は食堂（外来者が使用するものに限る。）等の有無   |                                                   |  |  |  |  |  |
| 26 | 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の医療機関の種類 |                                                   |  |  |  |  |  |
| 27 | 選定療養                         | (1)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額               |  |  |  |  |  |
|    |                              | (2)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額                   |  |  |  |  |  |
|    |                              | (3)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 |  |  |  |  |  |
|    |                              | (4)「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額      |  |  |  |  |  |
|    |                              | (5)「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額      |  |  |  |  |  |
| 28 | 治験の実施の有無及び契約件数               |                                                   |  |  |  |  |  |
| 29 | クレジットカードによる料金の支払いの可否         |                                                   |  |  |  |  |  |
| 30 | 先進医療の実施の有無及び内容               |                                                   |  |  |  |  |  |
| 31 | 専門医の種類及び人数                   |                                                   |  |  |  |  |  |
| 32 | 保有する施設設備又は家族付き添い室の有無         |                                                   |  |  |  |  |  |
| 33 | 併設している介護施設                   |                                                   |  |  |  |  |  |
| 34 | 対応することができる疾患又は治療の内容          |                                                   |  |  |  |  |  |
| 35 | 対応することができる短期滞在手術             |                                                   |  |  |  |  |  |
| 36 | 専門外来の有無及び内容                  |                                                   |  |  |  |  |  |
| 37 | 健康診断及び健康相談の実施等               | (1)健康診断の実施の有無及び内容                                 |  |  |  |  |  |
|    |                              | (2)健康相談の実施の有無及び内容                                 |  |  |  |  |  |
|    |                              | (3)妊産婦に対する相談又は指導                                  |  |  |  |  |  |
| 38 | 対応することができる予防接種               |                                                   |  |  |  |  |  |

|    |                                          |                                |  |  |  |  |  |  |  |
|----|------------------------------------------|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 39 | 対応することができる在宅医療                           |                                |  |  |  |  |  |  |  |
| 40 | 対応することができる介護サービス                         |                                |  |  |  |  |  |  |  |
| 41 | セカンドオピニオンに関する状況                          | (1) セカンドオピニオンのための診療に関する情報提供の有無 |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                                          | (2) セカンドオピニオンのための診察の有無及び料金     |  |  |  |  |  |  |  |
| 42 | 地域医療連携体制                                 | (1) 医療連携体制に関する窓口の設置の有無         |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                                          | (2) 地域連携クリティカルパスの有無            |  |  |  |  |  |  |  |
| 43 | 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無 |                                |  |  |  |  |  |  |  |
| 44 | 人員配置                                     | (1) 医療従事者の人員数                  |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                                          | (2) 外来患者を担当する医療従事者の人員数         |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                                          | (3) 入院患者を担当する医療従事者の人員数         |  |  |  |  |  |  |  |
| 45 | 看護師の配置状況                                 |                                |  |  |  |  |  |  |  |
| 46 | 法令上の義務以外の医療安全対策                          | (1) 医療安全についての相談窓口の設置の有無        |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                                          | (2) 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別    |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                                          | (3) 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種    |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                                          | (4) 医療事故情報収集等事業への参加の有無         |  |  |  |  |  |  |  |
| 47 | 法令上の義務以外の院内感染対策                          | (1) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別 |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                                          | (2) 院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種  |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                                          | (3) 院内における感染症の発症率に関する分析の実施の有無  |  |  |  |  |  |  |  |
| 48 | 入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無                  |                                |  |  |  |  |  |  |  |
| 49 | 診療情報管理体制                                 | (1) オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況     |  |  |  |  |  |  |  |

|    |                        |                                                     |  |  |  |  |  |  |  |
|----|------------------------|-----------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
|    |                        | (2) ICDコードの利用の有無                                    |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                        | (3) 電子カルテシステムの導入の有無                                 |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                        | (4) 診療録管理専任従事者の有無及び人数                               |  |  |  |  |  |  |  |
| 50 | 情報開示に関する窓口の有無          |                                                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 51 | 症例検討体制                 | (1) 臨床病理検討会の有無                                      |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                        | (2) 予後不良症例に関する院内検討体制の有無                             |  |  |  |  |  |  |  |
| 52 | 治療結果情報                 | (1) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無      |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                        | (2) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無 |  |  |  |  |  |  |  |
| 53 | 患者数                    | (1) 病床の種別ごとの患者数                                     |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                        | (2) 外来患者の数                                          |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                        | (3) 在宅患者の数                                          |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                        | (4) 分娩取扱数                                           |  |  |  |  |  |  |  |
| 54 | 平均在院日数                 |                                                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 55 | 患者満足度の調査               | (1) 患者又は妊産婦等満足度の調査の実施の有無                            |  |  |  |  |  |  |  |
|    |                        | (2) 患者又は妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無                          |  |  |  |  |  |  |  |
| 56 | 財団法人日本医療機能評価機構による認定の有無 |                                                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 57 | 女性医師による女性専用の外来の有無      |                                                     |  |  |  |  |  |  |  |

## 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 平成19年度における第4条第4項の規定の適用については、同項中「毎年11月15日」とあるのは「平成20年2月22日」と、「当該報告を行う年の11月1日」とあるのは「同月1日」とする。

## 告 示

### 山形県告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、山形県後期高齢者医療広域連合から、次のとおり規約を変更する旨の届出があった。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更内容  
広域連合の事務所の位置を「山形市内」から「寒河江市内」に改める。
- 2 変更年月日  
平成20年5月1日

### 山形県告示第158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                      | 事業所の名称及び所在地                      | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------------------|----------------------------------|---------------|------------|
| 株式会社あすなる<br>山形市あかねヶ丘三丁目1番<br>1-402号          | あすなる訪問看護ステーション<br>山形市あかねヶ丘三丁目1番1 | 訪 問 看 護       | 平成20. 1.21 |
| 株式会社やすらぎ福祉セン<br>ター<br>最上郡真室川町大字平岡1658<br>番地2 | 南小畑デイサービスセンター<br>天童市南小畑四丁目9番18号  | 通 所 介 護       | 同 1.25     |
| 株式会社ハイジア・ヒロ<br>山形市上柳28番地                     | デイサービス「ぬくもりの里」<br>山形市上柳28番地      | 通 所 介 護       | 同          |
| 株式会社やすらぎ福祉セン<br>ター<br>最上郡真室川町大字平岡1658<br>番地2 | ショートステイ南小畑<br>天童市南小畑四丁目9番18号     | 短期入所生活介護      | 同          |
| 株式会社ひびき<br>山形市双葉町二丁目6番2号                     | 株式会社ひびき<br>山形市双葉町二丁目6番2号         | 福 祉 用 具 貸 与   | 同 1.31     |
| 株式会社ひびき<br>山形市双葉町二丁目6番2号                     | 株式会社ひびき<br>山形市双葉町二丁目6番2号         | 特定福祉用具販売      | 同          |

### 山形県告示第159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地           | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地            |                       | 変更年月日      |
|-------------------------------|-----------|------------------------|-----------------------|------------|
|                               |           | 変更前                    | 変更後                   |            |
| 有限会社よねき<br>山形市富の中一丁目1番<br>12号 | 福祉用具貸与    | 指定福祉用具貸与事業所よねき         |                       | 平成20. 1.15 |
|                               |           | 山形市富の中一丁目1番<br>12号     | 山形市大字前明石字京旦<br>121番地1 |            |
| 有限会社よねき<br>山形市富の中一丁目1番<br>12号 | 特定福祉用具販売  | 指定福祉用具貸与事業所よねき         |                       | 同          |
|                               |           | 山形市富の中一丁目1番<br>12号     | 山形市大字前明石字京旦<br>121番地1 |            |
| 有限会社よねき<br>山形市富の中一丁目1番<br>12号 | 訪問介護      | 指定訪問介護事業所ヘルパーステーションよねき |                       | 同          |
|                               |           | 山形市富の中一丁目1番<br>12号     | 山形市大字前明石字京旦<br>121番地1 |            |

## 山形県告示第160号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                           | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|----------------------------------------|---------------------------------------|-----------|------------|
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>支部山形県済生会<br>山形市沖町79番1 | 指定訪問介護事業所愛日荘<br>山形市妙見寺4番地             | 訪問介護      | 平成20. 1. 1 |
| アサヒサンクリーン株式会社<br>東京都北区上十条一丁目2番<br>15号  | ぱるびあ天童デイサービスセンター<br>天童市南小畑四丁目9番18号    | 通所介護      | 同 1.31     |
| アサヒサンクリーン株式会社<br>東京都北区上十条一丁目2番<br>15号  | アサヒサンクリーン株式会社ぱるびあ天童<br>天童市南小畑四丁目9番18号 | 短期入所生活介護  | 同          |

## 山形県告示第161号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地                        | 指定年月日      |
|--------------------------|------------------------------------|------------|
| 株式会社荒正<br>山形市成沢西一丁目10番6号 | ほっとin福寿草居宅介護支援事業所<br>山形市飯田五丁目1番53号 | 平成20. 1.22 |



## 山形県告示第162号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地    |                   | 変更年月日      |
|---------------------------|----------------|-------------------|------------|
|                           | 変更前            | 変更後               |            |
| 有限会社よねき<br>山形市富の中一丁目1番12号 | 指定居宅介護支援事業所よねき |                   | 平成20. 1.15 |
|                           | 山形市富の中一丁目1番12号 | 山形市大字前明石字京旦121番地1 |            |

## 山形県告示第163号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                     | 廃止年月日      |
|-----------------------------------|---------------------------------|------------|
| アサヒサンクリーン株式会社<br>東京都北区上十条一丁目2番15号 | あさひ介護支援センター天童<br>天童市南小畑四丁目9番18号 | 平成20. 1.31 |

## 山形県告示第164号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                      | 介護予防サービスの種類  | 指定年月日      |
|--------------------------------------|----------------------------------|--------------|------------|
| 株式会社あすなる<br>山形市あかねヶ丘三丁目1番1-402号      | あすなる訪問看護ステーション<br>山形市あかねヶ丘三丁目1番1 | 介護予防訪問看護     | 平成20. 1.21 |
| 株式会社やすらぎ福祉センター<br>最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | 南小畑デイサービスセンター<br>天童市南小畑四丁目9番18号  | 介護予防通所介護     | 同 1.25     |
| 株式会社ハイジア・ヒロ<br>山形市上柳28番地             | デイサービス「ぬくもりの里」<br>山形市上柳28番地      | 介護予防通所介護     | 同          |
| 株式会社やすらぎ福祉センター<br>最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | ショートステイ南小畑<br>天童市南小畑四丁目9番18号     | 介護予防短期入所生活介護 | 同          |
| 株式会社ひびき<br>山形市双葉町二丁目6番2号             | 株式会社ひびき<br>山形市双葉町二丁目6番2号         | 介護予防福祉用具貸与   | 同 1.31     |

|                          |                          |                  |   |
|--------------------------|--------------------------|------------------|---|
| 株式会社ひびき<br>山形市双葉町二丁目6番2号 | 株式会社ひびき<br>山形市双葉町二丁目6番2号 | 特定介護予防福祉<br>用具販売 | 同 |
|--------------------------|--------------------------|------------------|---|

## 山形県告示第165号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地     | 介護予防サービスの種類  | 事業所の名称及び所在地            |                   | 変更年月日      |
|---------------------------|--------------|------------------------|-------------------|------------|
|                           |              | 変更前                    | 変更後               |            |
| 有限会社よねき<br>山形市富の中一丁目1番12号 | 介護予防訪問介護     | 指定訪問介護事業所ヘルパーステーションよねき |                   | 平成20. 1.15 |
|                           |              | 山形市富の中一丁目1番12号         | 山形市大字前明石字京旦121番地1 |            |
| 有限会社よねき<br>山形市富の中一丁目1番12号 | 介護予防福祉用具貸与   | 指定福祉用具貸与事業所よねき         |                   | 同          |
|                           |              | 山形市富の中一丁目1番12号         | 山形市大字前明石字京旦121番地1 |            |
| 有限会社よねき<br>山形市富の中一丁目1番12号 | 特定介護予防福祉用具販売 | 指定福祉用具貸与事業所よねき         |                   | 同          |
|                           |              | 山形市富の中一丁目1番12号         | 山形市大字前明石字京旦121番地1 |            |

## 山形県告示第166号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                           | 介護予防サービスの種類  | 廃止年月日      |
|----------------------------------------|---------------------------------------|--------------|------------|
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>支部山形県済生会<br>山形市沖町79番1 | 指定訪問介護事業所愛日荘<br>山形市妙見寺4番地             | 介護予防訪問介護     | 平成20. 1. 1 |
| アサヒサンクリーン株式会社<br>東京都北区上十条一丁目2番15号      | ぱるびあ天童デイサービスセンター<br>天童市南小畑四丁目9番18号    | 介護予防通所介護     | 同 1.31     |
| アサヒサンクリーン株式会社<br>東京都北区上十条一丁目2番15号      | アサヒサンクリーン株式会社ぱるびあ天童<br>天童市南小畑四丁目9番18号 | 介護予防短期入所生活介護 | 同          |

## 山形県告示第167号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地       |                 | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日      |
|-----------------------------------|-------------------|-----------------|-------------|------------|
|                                   | 変更前               | 変更後             |             |            |
| エフピコ愛パック株式会社<br>広島県福山市箕島町456番地の36 | エフピコ愛パック株式会社 山形工場 |                 | 就労継続支援A型    | 平成19.12.21 |
|                                   | 寒河江市大字八鍬字南626番地   | 寒河江市中央工業団地162番地 |             |            |

## 山形県告示第168号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                    | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日    |
|------------------------------------|--------------------------------|-------------|----------|
| 社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会<br>山形市沖町79番1 | 指定身体障害者居宅介護事業所愛日荘<br>山形市妙見寺4番地 | 居宅介護        | 平成20.1.1 |

## 山形県告示第169号

上山市土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9号において準用する同法第8条第1項の規定により平成20年2月12日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画（維持管理事業）計画書の写し  
上山市土地改良区定款の写し
- 縦覧に供する場所  
上山市役所
- 縦覧に供する期間  
平成20年2月29日から同年3月31日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第170号

山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第45条第3項の規定により、同条第1項前段の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 日時 平成20年3月4日(火) 午後1時30分から  
 2 場所 酒田市山居町二丁目14番23号  
 庄内総合支庁産業経済部水産課 大会議室(3階)

## 山形県告示第171号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
 鶴岡市湯野浜字浜泉444-37(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
 (2) 保安林として指定された目的  
 飛砂の防備  
 (3) 保安林解除の理由  
 道路用地とするため  
 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
 鶴岡市湯野浜字浜泉444-37(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
 (2) 保安林として指定された目的  
 公衆の保健  
 (3) 保安林解除の理由  
 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第172号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による告示があった。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
 (1) 種類 東根都市計画道路事業  
 (2) 名称 3・4・3号宮崎西道線及び3・5・2号楯岡東根線  
 2 施行者の名称  
 山形県  
 3 事業所の所在地  
 山形市松波二丁目8番1号  
 4 事業地の所在  
 (1) 収用の部分 山形県東根市大字東根元東根字新田町、大字東根元東根字川原、大字東根元東根字下川原及び新田町一丁目地内  
 (2) 使用の部分 なし  
 5 告示年月日及び番号  
 平成20年2月14日 東北地方整備局告示第13号

## 山形県告示第173号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
 鶴岡市  
 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種 類 鶴岡都市計画下水道事業
- (2) 名 称 鶴岡公共下水道

3 変更の内容

(1) 収用の部分

昭和47年11月県告示第1698号、昭和52年4月県告示第616号、昭和57年1月県告示第112号、昭和58年6月県告示第905号、昭和61年7月県告示第936号、昭和62年9月県告示第1285号、昭和63年8月県告示第1113号、平成元年8月県告示第918号、平成5年10月県告示第1218号、平成9年4月県告示第483号、平成12年8月県告示第655号の事業地のうち、事業地名を平京田字東深及び平京田字堰口において大塚町に、大山一丁目において平成町に変更する。

これら告示の事業地のうち、大山字都沢、大山字関根、大山字近田、大山字砂押、友江字川向、大山三丁目、菱津字山柵屋、菱津坂下、山田字油田、友江字水尻、平成町、中野京田字上大坪、中野京田字壺柳、覚岸寺字水上、大宝寺字日本国、北京田字下鳥ノ巣、新形字鳥巢、日和田町、小淀川字色田、小淀川字谷地田、布目字中通、美咲町、小真木原町、伊勢横内字畑福、日枝字小真木原、日枝字鳥居上、日枝字宮ノ下、日枝字宮脇、日枝字坂本、高坂字三ヶ水口、外内島字石名田、外内島字明神川原、外内島字信州川原、外内島字古川、ハツ興屋字土谷俣を追加する。

これらの告示の事業地のうち、大西町、みどり町、大塚町、西新斎町、東新斎町、大部町、城北町、錦町、昭和町、宝田二丁目、泉町、山王町、宝町、本町二丁目、本町三丁目、明神町、大東町、朝暘町、日出一丁目、大山一丁目、友江字村裏、大山字上柳原、安丹字村上、平京田字屋敷廻、中野京田字大坪、中野京田字白川、西京田字与利替、西京田字前田、平京田字乾を削除する。

これらの告示の事業地のうち、鳥居町、馬場町、大宝寺町、未広町、新形町、宝田三丁目、平成町、友江字川向、中野京田字壺柳、小淀川字色田において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

昭和47年11月20日から平成28年3月31日まで

山形県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月22日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浜中余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                      | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|--------------------------|------|------------------|------------|
| 酒田市広野字末広102番1から<br>同 上まで | 旧    | 25.0メートル<br>15.0 | メートル<br>24 |
| 同 上                      | 新    | 40.0メートル<br>15.0 | メートル<br>34 |

山形県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月22日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 112号

- 2 供用開始の区間 鶴岡市下川字窪畑 1 番658から  
同 1 番609まで
- 3 供用開始の期日 平成20年2月22日

## 山形県告示第176号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月22日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 浜中余目線
- 2 供用開始の区間 酒田市広野字末広102番1から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成20年2月22日

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成20年6月22日まで縦覧に供する。

平成20年2月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウンあつみ  
鶴岡市大字鼠ヶ関字奥田17番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 反田 悦生  
株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号  
代表取締役 阿部 恵  
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号  
代表取締役 鶴羽 樹
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 反田 悦生  
株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号  
代表取締役 阿部 恵  
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号  
代表取締役 鶴羽 樹
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年10月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,034平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数 211台  
(2) 駐輪場の収容台数 120台  
(3) 荷さばき施設の面積 198平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 88.28立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ マックスバリュ東北株式会社

(イ) 開店時刻 午前7時

(ロ) 閉店時刻 翌日の午前0時

ロ 株式会社ジョイ

(イ) 開店時刻 午前7時

(ロ) 閉店時刻 午後10時

ハ 株式会社ツルハ

(イ) 開店時刻 午前9時

(ロ) 閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から翌日の午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成20年1月30日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年6月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 正 誤 |         | 正                     |
|------------|-----------|-----|-----|---------|-----------------------|
|            |           |     | 行   | 誤       |                       |
| 平成19. 4. 3 | 第1829号    | 553 | 21  | 735 - 8 | 735 - 8（次の図に示す部分に限る。） |
| 同          | 同         | 555 | 5   | 3211    | 3211（次の図に示す部分に限る。）    |
| 同          | 同         | 同   | 17  | 3125    | 3125（次の図に示す部分に限る。）    |

平成20年 2月22日印刷  
平成20年 2月22日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056